

別紙

諮問第1020号

答 申

1 審査会の結論

「〇〇消防署〇〇救急隊の救急出場に関する複数隊出場事案記録票」ほか4件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成22年〇月〇日に〇〇刑務所から出動要請のあった救急患者に関する救急活動の記録」の開示請求に対し、東京消防庁消防総監が平成28年3月31日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるといふものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

ア 条例7条2号は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものを、情報公開の除外事由としている。

この除外事由のうち、後段部分は、条例が東京都民の知る権利を保障するために設けられた趣旨に鑑みれば、個人の権利利益を侵害する具体的な可能性がなければならぬと解される。

本件で不開示とされた項目は、そもそも個人の氏名が開示されていない以上、それらが開示されてもいずれも個人のプライバシーを侵害するおそれはない。

たとえば、患者の体温が開示されても、患者の氏名が不明である以上、プライバ

シーを侵害しない。医学論文において、患者の体温といった情報は、患者を匿名として学会で発表され、公表されていることをみても、患者の氏名が匿名とされれば、患者のプライバシーを侵害することはないのである。

イ 本件は、〇〇刑務所内の救急医療体制に関する調査であるところ、受刑者の健康を保護する責務（刑事収用施設及び被収用者等の処遇に関する法律第56条）は、第一に刑務所当局にある。

刑務所職員がその職務を執行するに当たり、職務の懈怠があれば、それは直ちに受刑者の健康が損なわれることに結びつく。職務の執行が、懈怠なく適正に行われているかどうかを確認するためには、本件開示請求が認められなければならない。

したがって、受刑者の年齢・病状や救急処置の状況を公文書により確認する必要があり、このことは受刑者の健康を維持するという受刑者全体の利益に資するものである。

ウ 氏名を非開示とすることで、特定の個人を識別することはできない。

加えて、氏名を非開示としたまま、受刑者の年齢や救急処置の状況を開示しても、当該受刑者のプライバシーその他の権利利益が侵害されることもない。

一部開示決定では、「個人の権利利益を害するおそれがある。」と記載されているのみで、いかなる権利利益がどのように害される可能性があるのか、全く明らかにしていない。

条例が、情報を公開することを原則とし、除外事由を例外として定めている構成からすると、かかる非開示理由はあまりに抽象的で不適當である。

エ 国家公務員が、その職務を遂行した際の情報は、条例7条2号ハの除外事由に該当する。

オ 被収容者の身体に異常が発生した場合に、それがどのようにして発見されたかについて、これを秘密にする理由はない。また、被収容者の身体に異常が発生した場合に、刑務所職員が駆けつけて救護にあたることも、刑務所職員の当然の職務の執行であって、秘密とされていることではない。救護にあたった職員の職・氏名が明

らかにされることで、刑務所の保安・警備業務に影響が生じることはない。仮に、刑務所職員の個人名を公開することをもって、保安・警備業務の適正な遂行に支障が生じるというのであれば、その部分だけ非開示すれば足りる。

カ 刑務所の保安・警備業務に支障が生ずるおそれとは、いかなるおそれなのか、具体的な主張がない。処分庁は、刑務所の保安や警備といった業務執行が、知る権利よりも優越すると考えているようであるが、そうであるならば、開示するといかなる不都合が発生し、知る権利を制約することもやむを得ないような不利益が生ずるのかを具体的に主張・立証すべきである。

キ 平成29年5月30日に改正法が施行された個人情報の保護に関する法律（以下「改正個人情報保護法」という。）は、新たに匿名加工情報というジャンルを設けた。改正個人情報保護法によれば、匿名加工情報とは、一定の措置を講じて特定の個人が識別できないように個人情報を加工して得られた個人に関する情報であって、当該個人情報が復元できないものをいい（同法2条9項）、本人の同意なしに第三者に提供することができる道が開かれた（同法36条4項、37条）。

このように改正個人情報保護法は、今までのような広く個人情報を保護する（公開しない）施策から、社会の便益の向上のため、個人を特定できないことを一つの条件として、個人情報の保護を一部制限して個人情報を公開することを認める施策に転換した。

3 審査請求書に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 非開示とした情報が条例7条2号本文に該当することについて

氏名とその他の情報とは、相互に関連性を有する一体の情報であり、全体として傷病者等の個人識別情報に該当するものである。

救急活動の記録における傷病者に関する情報は、そもそも、その全てが基本的に傷病者のプライバシーに関する情報（個人の人格と密接に関わる情報）として保護され

るべき情報である。

(2) 本件非開示部分が条例7条2号ただし書口に該当しないことについて

被收容者の健康の保持は、審査請求人の述べるとおり、刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第56条以下の規定に基づいて行われるものである。そうすると、被收容者が傷病者として救急活動の対象となった場合の当該被收容者の情報は、一般的に被收容者の健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に当たるとは言えない。

また、個別具体的にみても、5年以上前の本件の救急活動の際の個人情報、現在及び将来の被收容者の健康を保護するため、公にすることが必要であると判断すべき特段の事情は認められない。

(3) 非開示とした公務員等の氏名が条例7条2号ただし書に該当しないことについて

「自隊隊員以外の同乗・連携スタッフ、関係者、関係機関」、「事故・発症情報」のうち「情報源①」、「情報源②」及び「応急手当状況」欄に記載されている情報は、本件救急活動に関わった傷病者以外の者の氏名、その関係等について救急隊が判断したその者の属性の情報であり、氏名以外に記載されている情報中には、当該公務員個人がその職務執行としてなした情報として記載されている情報はない。また、職員録（独立行政法人国立印刷局編）、法務省ホームページ上で当該氏名は公表されておらず、公にされている公務員ではない。

(4) 本件通知書における非開示理由の記載が不相当でないことについて

条例7条2号本文に該当する情報については、同号ただし書に該当するか否かを判断すれば足り、同号ただし書に該当しない場合に個人のいかなる権利利益がどのように害される可能性があるのかを判断する必要はなく、したがって、非開示理由としてそこまでの記載も要しないものである。

そして、救急活動記録の性質、各対象公文書のそれぞれの欄名等から本件処分において、「個人の権利利益を害するおそれがある」という理由により非開示とした情報が、本件救急活動における傷病者のプライバシーに関する情報（個人の人格と密接に関わる情報）として、公にされた場合に当該傷病者個人の権利利益を害するおそれが

あるものであることを指すことは明らかである。

よって、本件通知書に記載された非開示理由は、専門的な知識を有しない人にも十分理解できるよう、わかりやすく記載されているものといえ、理由付記として不適切な点はない。

(5) 「自隊隊員以外の同乗・連携スタッフ、関係者、関係機関」、「事故・発症情報」のうち「情報源①」、「情報源②」及び「応急手当状況」欄を開示することによって、〇〇刑務所内における保安・警備体制が明らかになり、その後の保安・警備に支障を生ずるおそれがあることから、条例7条6号にも該当する。

(6) 非開示情報の一部でも開示されると同時期に同施設に収容されていた者等の関係者にとっては、当該事案に関わる被収容者をある程度特定することが可能となることから、これらの情報は、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条2号本文に該当する。加えて、何らかの機会で当該施設を訪れた者など、より広い範囲で情報が知られる可能性を考慮すると、さらに当該被収容者の権利利益を害するおそれがあると認めることができる。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年 6月30日	諮問
平成28年 7月29日	新規概要説明（第144回第三部会）
平成29年 6月 5日	審議（第151回第三部会）
平成29年 6月23日	実施機関から理由説明書收受

平成29年 6月27日	実施機関から説明聴取（第152回第三部会）
平成29年 7月11日	審査請求人から意見書收受
平成29年 7月25日	審議（第153回第三部会）
平成29年 8月 1日	審査請求人から意見書收受
平成29年 8月29日	審議（第154回第三部会）

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 救急活動記録について

救急活動記録は、東京消防庁救急業務等に関する規程（平成25年8月28日消防庁訓令第30号）56条1項において、救急隊は出場の都度、救急活動に関する記録を救急活動記録システムにより作成するとともに、救急活動に関する書類のうち部長（救急）が定めるものを保存するものとする旨規定している。さらに、東京消防庁救急業務等に関する規程事務処理要綱（平成25年8月28日25救管第251号救急部長依命通達）第30第2（救急活動記録の作成）において、救急活動記録システムにより作成する記録の様式（別記様式第34号複数隊出場事案記録票、別記様式第35号小隊活動記録票、別記様式第36号傷病者記録票（基本情報）、別記様式第36条の2傷病者記録票（観察・救急処置）、別記様式第36号の3傷病者記録票（医療機関選定）等）が定められている。

イ 本件対象公文書について

本件審査請求に係る開示請求は「平成22年〇月〇日に〇〇刑務所から出動要請のあった救急患者に関する救急活動の記録」の開示を求めるもの（以下「本件開示請求」という）である。実施機関は、本件開示請求に対して、「複数隊出場事案記録

票（様式第34号）」（以下「本件対象公文書1」という。）、「小隊活動記録票（様式第35号）」（以下「本件対象公文書2」という。）、「傷病者記録票（基本情報）（様式第36号）」（以下「本件対象公文書3」という。）、「傷病者記録票（観察・救急処置）（様式第36号の2）」（以下「本件対象公文書4」という。）、「傷病者記録票（医療機関選定）（様式第36号の3）」（以下「本件対象公文書5」という。）を特定し、別表に掲げる本件非開示情報1から9までについては、条例7条2号に該当するとして、当該部分を非開示とする一部開示決定を行った。

また、実施機関は、当審査会に提出した平成29年6月23日付理由説明書において、本件対象公文書2に記載された「自隊隊員以外の同乗・連携スタッフ、関係者、関係機関」欄並びに本件対象公文書3に記載された「事故・発症情報の情報源」及び「応急手当状況」欄が条例7条6号にも該当すると主張し、非開示理由の追加を行っている。

ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に該当する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

条例 8 条 1 項は、「開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記載されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して取り除くことができ、かつ、区分して取り除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示部分にかかる情報以外の部分を開示しなければならない。」と規定している。

また、条例 8 条 2 項は、「開示請求に係る公文書に前条第 2 号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定している。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件対象公文書 1 から 5 までの条例 7 条 2 号該当性について

審査会が見分したところ、本件対象公文書 1 から 5 までは、相互に関連性を有し、一体として管理されており、本件非開示情報を含む記載内容全体が傷病者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例 7 条 2 号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

また、本件対象公文書 1 から 5 までには、救急隊の取扱いを受けた傷病者の氏名、性別、生年月日、年齢、住所等のほか、救急隊が覚知してから医師に引継ぎ帰署するまでの状況、容態等の機微な内容の情報が記録されており、傷病者の心身の状況を客観的に記載したカルテに準ずる内容のものであることが確認できた。

(イ) 本件非開示情報 1 から 9 までの一部開示の可否について

審査会が本件非開示情報 1 から 9 までを見分したところ、それぞれの記載内容は以下 a から g までのとおりであった。

- a 本件非開示情報 1 には、傷病が疾病によるものか、傷害によるものか等の傷病の原因に関する情報、傷病者の性別・年齢、傷病の程度、搬送に要した時間・

距離が時系列で記載されている。

- b 本件非開示情報 2 には、東京消防庁隊員以外の者の本件事案における立場・境遇、職業、救急車同乗の有無、刑務所職員氏名が記載されている。
- c 本件非開示情報 3 には、傷病の原因に関する情報、傷病者の心身の状況、搬送に要した時間・距離が時系列で記載されている。
- d 本件非開示情報 4、6、8 には、傷病者氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、既往症、医療機関名、医師氏名、職業、刑務所職員氏名、応急手当状況が記載されている。
- e 本件非開示情報 5 には、傷病の原因に関する情報、傷病者の心身の状況、診療科、搬送に要した時間・距離が時系列で記載されている。
- f 本件非開示情報 7 には、傷病の原因に関する情報、意識レベル、呼吸・脈拍の有無、容態、救急隊が覚知してから医師に引継ぐまでの状況、傷病者の心身の状況、診療科、搬送に要した時間が時系列で記載されている。
- g 本件非開示情報 9 には、医療機関選定に関する情報、選定科目が記載されている。

そこで審査会は、本件非開示情報 1 から 9 までについて、条例 8 条 2 項に基づく一部開示の可否について検討すると、本件対象公文書においては、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除いたとしても、公にすることにより、刑事収容施設等における特定の関係者にとっては、本件事案における傷病者のある程度特定することが可能となるとともに、当該情報は当該傷病者が他者に知られることを忌避する性質のものであると認められ、そのような機微な内容が当該関係者に知られることとなると当該傷病者の権利利益を害するおそれがないとは認められない。

したがって、本件非開示情報1から9までについて、条例8条2項に規定する一部開示はできないものと認められる。

以上のことから、本件非開示情報は条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

なお、実施機関は、本件非開示情報2及び4については、条例7条6号にも該当するとしているが、上記のことから条例7条6号の該当性を判断するまでもない。

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、寶金 敏明、山田 洋

別表

本 件 対 象 公文書	公文書の件名	本 件 非 開 示 情 報	非開示部分	非開示理由（理由説明書 により非開示理由追加 後）及び非開示条項
1	様式第34号 複数隊出場事 案記録票	1	<p>○傷病者救急事故種別</p> <p>○「救急・救護活動従事隊 一覧」欄のうち現場出発(引 揚)時分、収容医療機関到 着時分、収容医療機関引揚 時分、帰署・業務終了時分、 現場～帰署距離</p> <p>○「傷病者等一覧」欄のう ち総数、不搬送、医師引継、 程度別内訳、性別・年齢、 救護区分、救急事故種別、 引継時刻、最終収容医療機 関、程度</p>	<p>特定の個人を識別するこ とはできないが、公にす ることにより、なお個人 の権利利益を害するおそ れがあるため。</p> <p>(条例7条2号該当)</p>
2	様式第35号 小隊活動記録 票	2	<p><u>自隊隊員以外の同乗・連携 スタッフ、関係者、関係機 関</u></p>	<p>特定の個人を識別できる 情報であるため。</p> <p>(条例7条2号該当)</p> <p>○○刑務所内における保 安・警備体制が明らか になり、その後の保安・警 備に支障を生ずるおそれ があるため。</p> <p>(条例7条6号該当)</p>

		3	<p>○救護／従事区分</p> <p>○事故種別／P A区分</p> <p>○「時系列・走行距離等」欄のうち傷病者接触以降（車内収容、現場出発（引揚）、収容医療機関到着、医師引継、収容医療機関引揚、帰署・業務終了、現場活動、現場～病着、出場～病着、病着～引継、医療機関滞在、出場～帰署業務終了）の時間及び距離</p> <p>○現着時の状況及び備考の記述の一部</p>	<p>特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>（条例7条2号該当）</p>
3	<p>様式第36号</p> <p>傷病者記録票</p> <p>（基本情報）</p>	4	<p>○「傷病者基礎情報」欄の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、既往症、かかりつけ、情報源者</p> <p>○「<u>事故・発症情報</u>」欄のうち<u>情報源①、情報源②</u></p> <p>○「<u>医師引継状況</u>」欄のうち引継者</p> <p>○「<u>応急手当状況</u>」欄の<u>実施協力者区分、実施協力者氏名、応急手当内容区分、感謝カード交付</u></p>	<p>特定の個人を識別できる情報であるため。</p> <p>（条例7条2号該当）</p> <p>○刑務所内における保安・警備体制が明らかになり、その後の保安・警備に支障を生ずるおそれがあるため。</p> <p>（条例7条6号該当）</p>

		5	<ul style="list-style-type: none"> ○救護区分 ○「事故・発症情報」欄のうち情報源の上の欄（事故・発症情報）、事故種別、情報種別、事故・発症時動作・受傷形態、場所の記述の一部 ○「医師引継状況」欄のうち収容、時刻、場所、所見 ○備考 	<p>特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>（条例7条2号該当）</p>
4	様式第36号の2-1及び2-2 傷病者記録票 （観察・救急処置）	6	<ul style="list-style-type: none"> ○傷病者氏名、性別、生年月日、年齢 ○「引継状況」欄のうち医師 	<p>特定の個人を識別できる情報であるため。</p> <p>（条例7条2号該当）</p>
		7	<ul style="list-style-type: none"> ○救護区分 ○「観察・救急処置情報」欄のうち時間、場所、体位、意識、呼吸、呼気臭、脈拍、瞳孔、状況・容態、救急処置等 ○「引継状況」欄のうち時間、収容、所見、体位、意識、呼吸、脈拍、状況・容態 	<p>特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>（条例7条2号該当）</p>

5	様式第36号の 3 傷病者記録票 (医療機関選 定)	8	○傷病者氏名、性別、生年月日、年齢	特定の個人を識別できる情報であるため。 (条例7条2号該当)
		9	○救護区分 ○「医療機関選定情報」欄の連絡者、結果、理由、連絡医療機関名、連絡開始時間、連絡終了時間、選定科目等・病院端末現況	特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (条例7条2号該当)

※下線部は、実施機関が、条例7条6号にも該当するとして非開示理由の追加を行った部分である。